

平成29年9月1日

関係都道府県建設業協会 御中

全 建 書 頒 会  
(一社)全国建設業協会

工事下請基本契約書、個別工事下請契約約款の頒布について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、当会へのご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の様式につきましては、平成23年7月版として頒布してきたところです。

さて、先般、中央建設業審議会より、建設工事標準請負契約約款を改正する旨、通知されたところです。また、平成28年3月に民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款が改正されたところです。これらを受けまして、標題の書式につきまして、改正を行うこととなりました。

今回の改正はごく一部であるため、当分の間、平成23年7月版の書面には、別紙「お願い」を添えて販売を続けていただきたく、お願い申し上げます。新しい書面との交換はできませんが、当会の在庫が無くなり次第、順次新しい版に切り替える予定です。

以上、お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

# お 願 い

## 全 建 書 頒 会

この度は、個別工事下請契約約款、工事下請基本契約書をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございました。  
平成23年7月改訂の個別工事下請契約約款、工事下請基本契約書をご使用になる際には、平成29年10月より次の条項を加えましたので、この用紙を添付してください。よろしくお願ひ申し上げます。

個別工事下請契約約款第2条、工事下請基本契約約款第4条に次の第2項を加える。

2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

個別工事下請契約約款第42条第1項第5号、工事下請基本契約約款第44条第1項第5号を次のように改める。

五 下請負人が以下の一にあたる時。

イ 役員等（下請負人が個人である場合にはその者を、下請負人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

個別工事下請契約約款第44条第1項第5号、工事下請基本契約約款第46条第1項第5号を次のように改める。

五 元請負人が以下の一にあたる時。

イ 役員等（元請負人が個人である場合にはその者を、元請負人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。